

令和 7 年度

償却資産（固定資産税）申告の手引

償却資産申告書の提出期限
令和 7 年 1 月 3 1 日（金）

日頃から市税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

固定資産税の対象である償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額が法人税法又は所得税法の所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その所得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のものをいいます。

つきましては、この手引又は市のホームページを御覧になり、申告書等を作成の上、御提出いただきますようお願い申し上げます。

目次	ページ
1 償却資産の申告について	1
(1) 申告していただく方	1
(2) 申告書等の提出先	1
(3) 申告書等の提出期限	1
(4) 申告の対象となる資産	1
(5) 申告の対象とならない資産	2
(6) 申告書の提出方法	3
(7) 不申告又は虚偽の申告について	4
2 償却資産とは	4
(1) 償却資産の種類と具体例	4
(2) 業種別の主な償却資産	4
(3) 家屋と償却資産の区分	5
(4) 国税の取扱いとの比較	6
3 申告から課税までの流れ	7
4 償却資産の評価額の計算方法について	8
5 非課税及び課税標準額の特例が適用される資産	9
(1) 非課税となる償却資産	9
(2) 課税標準額の特例が適用される償却資産	9
6 調査の協力をお願い	9
7 よくあるご質問	10
8 提出前のチェック事項	11
9 申告書等の記入例	12～14

〒352-8623 埼玉県新座市野火止一丁目 1 番 1 号
新 座 市 役 所
財 政 部 課 税 課 資 産 税 家 屋 係
TEL 048-424-5521

<https://www.city.niiza.lg.jp/site/koteitoshikei/shokyaku.html>
(課税課償却資産 ホームページ)

1 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

令和7年1月1日現在、事業の用に供することができる資産を所有されている会社や個人の方です。

地方税法第383条（固定資産の申告）の規定により、毎年1月31日までに所在地の市町村長に申告する義務があります。

なお、次の方も申告が必要です。

ア 償却資産を他に賃貸している方

イ 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方

ウ 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方

エ 償却資産を共有されている方（各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、代表者を決めて共有名義で申告してください。）

オ 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方

カ 償却資産の所有者が分からない場合、資産を使用されている方

キ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方

※ 償却資産を所有されていない方は、「該当資産なし」として申告をお願いします。

また、廃業・移転・合併等で全ての資産が減少した方も、減少の申告をお願いします。

(2) 申告書等の提出先

〒352-8623

埼玉県新座市野火止一丁目1番1号

新座市役所 財政部課税課 資産税家屋係

郵送でも提出することができます（郵送時には郵便料金を御確認の上、過不足なく切手を貼付してください。切手が不足していると、市が郵便物を受け取れない場合や受取りが遅れる場合があります。）。申告書の控えを御希望の場合は、**切手を貼付した返信用封筒を同封してください**。切手の貼付がない場合は、返送しかねますので御了承ください。

(3) 申告書等の提出期限

令和7年1月31日（金）です。

期限近くになりますと、窓口が混雑しますので、お早めに御提出いただきますよう御協力をお願いします。

(4) 申告の対象となる資産

令和7年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。

なお、次のような資産も申告が必要になります。

ア 償却済資産（耐用年数が経過した資産）

イ 建設仮勘定で経理されている資産（建設中の資産）

- ウ 簿外資産（帳簿に記載されていない資産）
- エ 遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- オ 未稼働資産（完成しているが、未だ稼働していない資産）
- カ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います。）
- キ 福利厚生のに供するもの
- ク 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの
- ケ 租税特別措置法の規定による中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例を適用した資産

(5) 申告の対象とならない資産

次にあげる資産は、償却資産の対象にならないので申告の必要はありません。

- ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの
- イ 無形固定資産（ソフトウェア、特許権等）
- ウ 繰延資産（創立費、開業費、開発費等）
- エ 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、
 - ・ 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産のうち一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの
 - ・ 取得金額が20万円未満の資産のうち税務会計上3年間で一括償却しているもの
- オ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの

《参考》少額の減価償却資産等の取扱い

	取得価額 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
①	一時損金算入※1	申告対象外			
②	3年一括償却※2	申告対象外			
③	リース資産 (ファイナンスリース)	申告対象外		申告対象	
④	中小企業特例※3	申告対象			
⑤	個別減価償却※4	申告対象			

※1 法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条

※2 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

※3 租税特別措置法第28条の2又は第67条の5

※4 所得税法施行令第138条

(6) 申告書の提出方法

ア 一般方式

前年中の増減した資産を申告していただく方式です。評価額等の計算は市役所が行いますので、必ず種類別明細書を添付してください。

イ 電算処理方式

賦課期日（１月１日）現在所有している全ての資産について、事業者側で評価額等を計算した上で申告していただく方式です。電算処理で申告される場合には、新座市から送付しました「償却資産申告書」に記載してある所有者コードを記入してください。また、翌年度以降申告書や手引の送付が不要の場合は、「償却資産申告書」の備考欄の「申告書発送 不要」に○を付けてください。

※ 申告書は毎年１２月中旬を目途にお送りしていますが、お手元にない場合は、市のホームページからダウンロードができますので御利用ください。

電子申告の御案内

申告書の提出は便利な電子申告を御利用ください

償却資産の申告については、PCdesk（無料のソフトウェア）等のeLTAX対応ソフトウェアを使用して、自宅やオフィスなどからインターネット経由で申告を行うことができます。

eLTAXの御利用方法は、eLTAXヘルプデスクにお問い合わせいただくか、eLTAXホームページを御覧ください。

● ホームページ : <https://www.eltax.lta.go.jp>

● 電話番号 : 0570-081459

上記の電話でつながらない場合は03-5521-0019

9時～17時（土・日・休祝日、年末年始12/29～1/3は除く）

注意事項

- ・ 資産に増減がない場合は、「償却資産申告書」のみ提出してください。
- ・ 初めて償却資産の申告をされる場合は、「種類別明細書」に全資産を御記入ください。
- ・ 廃業、解散、転出等している場合は、「償却資産申告書」の備考欄にその年月日を記入してください。
- ・ 申告書や納税通知書の送付を住所以外の場所に希望される場合は、送付先変更届（市のホームページに書式があります。）を御記入いただくか、備考欄に御記入ください。

(7) 不申告又は虚偽の申告について

正当な理由がなく償却資産の申告をされなかった場合は、地方税法第386条及び新座市税条例第75条の規定により過料を科せられることがあります。また、虚偽の申告をされますと同法第385条の規定により罰金等を科せられることもありますので、期限内に正しく申告してください。

なお、申告漏れ等の場合、申告していただいた年度だけでなく、資産を取得された年の翌年度まで遡及課税（最大5年間）となりますので、御注意ください。

2 償却資産とは

(1) 償却資産の種類と具体例

償却資産の対象となる主な資産の例示です。

資産の種類			主な償却資産
1	構 築 物	構築物	舗装路面、庭園、門、堀、緑化施設等の外構工事、フェンス、ビニールハウス等
		建物付属設備	受変電設備、家屋所有者と異なる賃借人が店舗等に施工した内装等
2	機械及び装置		各種製造加工機械、工作機械、印刷機械、土木建設機械（ブルドーザー、クレーン等）、農業機械、機械式駐車設備等
3	船舶		釣舟、ボート、作業船等
4	航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具		大型特殊自動車（分類番号が「0、00～09 及び 000～099」、「9、90～99 及び 900～999」のもの）等 ※自動車税、軽自動車税の課税対象となるものを除く。
6	工具、器具及び備品		机、椅子、テレビ、パソコン、コピー機、エアコン、ネオンサイン、応接セット、レジスター、自動販売機、各種工具等

(2) 業種別の主な償却資産

業 種	主な償却資産
共通	駐車場設備、受変電設備、発電設備、蓄電設備、舗装路面、庭園、門、堀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ等
飲食店	接客用家具、備品、自動販売機、厨房設備、製氷器、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ、室内装飾品等
理容・美容業	パーマ器、消毒殺菌器、サインポール、理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備機等
医（歯）業	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CT装置、MRI装置、各種検査機器）、各種事務機器、待合室用いす等
駐車場事業	柵、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、駐車場料金精算機、白線等
工場	旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
印刷業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機等
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
鉄工業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー等

(3) 家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

家屋と設備等の所有者が同じ場合、独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。また、賃借人（テナント）等が取り付けした事業用の内装・造作及び建築設備等についても、償却資産として取り扱います。当該設備は賃借人（テナント）等の方が償却資産として御申告ください。

設 備 等	家屋と設備等の所有関係	
	同じ場合	異なる場合
○家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるもの（電気設備、給排水設備等）	家屋	償却資産
○独立した機器としての性格の強いもの ○特定の生産又は業務用の設備等	償却資産	償却資産

＜家屋と償却資産の区分表＞

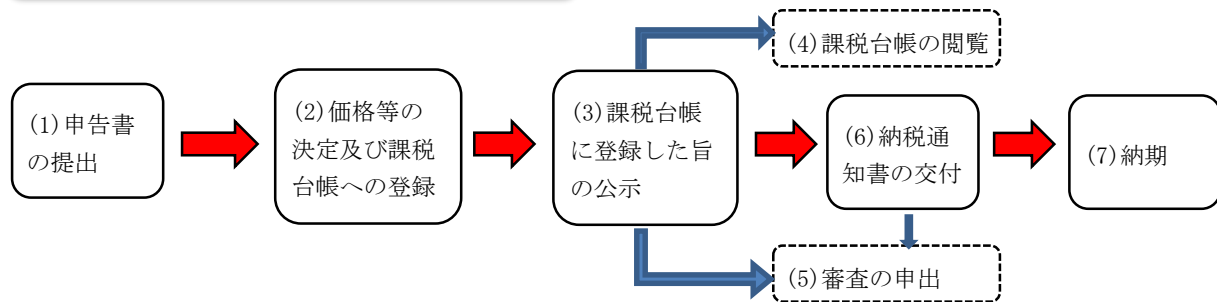
設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
	間仕切り	容易に取り外せないもの	○			◎
		つい立て程度のもの		◎		◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備	屋外設備一式		◎		◎
	照明器具設備	屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	電力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	L A N設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	インター設備	集合玄関機、親機・子機等	○			◎
	監視カメラ（I T V）設備	受像機（テレビ）、カメラ		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
	盗難非常通報装置	設備一式	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）	○			◎
		中央式給湯設備				
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎

空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備(家屋と一体となっている設備)	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	自動車管制装置	設備一式	○			◎
	駐車場設備	機械式駐車設備(ターンテーブル含む)、料金精算機、駐車券発行機、カーゲート、フラPPERゲート等		◎		◎
		工場用ベルトコンベア		◎		◎
	運搬設備	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			◎
		顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮、病院、社員食堂等の厨房設備		◎		◎
	厨房設備	上記以外の設備	○			◎
外構工事	外構工事	洗濯設備、冷蔵、冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎
		工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎		◎

(4) 国税の取扱いとの比較

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の基準日	賦課期日(1月1日)	事業年度(決算期)
減価償却の方法	一般の資産は定率法を適用 (減価率は8ページの表を用います)	[平成19年3月31日以前取得] 旧定率法、旧定額法の選択制度 (建物については旧定額法) [平成19年4月1日以後取得] 定率法、定額法等の選択制度 (建物並びに平成28年度4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物は定額法)
前年中の新規取得資産	半年償却	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません (※圧縮前の取得価額を記載してください)	認められます
特別償却、割増償却 (租税特別措置法)	認められません	認められます
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額(1円)まで
中小企業者等の少額資産の損金算入の特例 (租税特別措置法)	認められません	認められます

3 申告から課税までの流れ



(1) 申告書の提出

賦課期日（1月1日）現在所有している償却資産を、その年の1月31日までに資産が所在する市町村に申告してください。

(2) 価格等の決定及び課税台帳への登録

償却資産の価格等は、申告及び調査に基づいて決定し、償却資産課税台帳に登録します。

(3) 課税台帳に登録した旨の公示

価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を市長が公示します。

(4) 課税台帳の閲覧

償却資産課税台帳に登録した価格は、課税課において所有者、納税管理人、代理人等固定資産税の課税に直接関係有する方へ閲覧に供しています。閲覧は、価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を公示した日から可能となります。

(5) 審査の申出

償却資産課税台帳に登録された価格に不服のある方は、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。

また、この審査の申出に対する決定に、なお不服があるときは、当該決定に対してのみ取消しの訴えを裁判所に提起することができます。

(6) 納税通知書の送付

下の算式により税額を算出し、5月上旬に納税通知書を送付します。

税額（100円未満切捨て）＝課税標準額の合計（1,000円未満切捨て）×税率（1.4%）

なお、償却資産の課税標準額の合計が150万円（免税点）未満の場合は、償却資産については課税されないため、納税通知書は送付しません。

(7) 納期

通常4回の納期（新座市では、5月、7月、12月、翌年の2月）に分けて納めていただきます。

4 償却資産の評価額の計算方法について

償却資産の評価は償却資産の取得時期、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに評価額を算出します。

- ・ 前年中に取得のもの

取得価額×前年中取得のものの減価残存率＝評価額

- ・ 前年前に取得のもの

前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率＝評価額

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。
(耐用年数は、国税庁ホームページに掲載されている耐用年数表を御参照ください。)

<減価残存率表>

耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率	
	前年中 取得のもの	前年前 取得のもの		前年中 取得のもの	前年前 取得のもの		前年中 取得のもの	前年前 取得のもの
2	0.658	0.316	21	0.948	0.896	41	0.972	0.945
3	0.732	0.464	22	0.950	0.901	42	0.973	0.947
4	0.781	0.562	23	0.952	0.905	43	0.974	0.948
5	0.815	0.631	24	0.954	0.908	44	0.974	0.949
6	0.840	0.681	25	0.956	0.912	45	0.975	0.950
7	0.860	0.720	26	0.957	0.915	46	0.975	0.951
8	0.875	0.750	27	0.959	0.918	47	0.976	0.952
9	0.887	0.774	28	0.960	0.921	48	0.976	0.953
10	0.897	0.794	29	0.962	0.924	49	0.977	0.954
11	0.905	0.811	30	0.963	0.926	50	0.977	0.955
12	0.912	0.825	31	0.964	0.928	51	0.978	0.956
13	0.919	0.838	32	0.965	0.931	52	0.978	0.957
14	0.924	0.848	33	0.966	0.933	53	0.978	0.957
15	0.929	0.858	34	0.967	0.934	54	0.979	0.958
16	0.933	0.866	35	0.968	0.936	55	0.979	0.959
17	0.936	0.873	36	0.969	0.938	56	0.980	0.960
18	0.940	0.880	37	0.970	0.940	57	0.980	0.960
19	0.943	0.886	38	0.970	0.941	58	0.980	0.961
20	0.945	0.891	39	0.971	0.943	59	0.981	0.962
			40	0.972	0.944	60	0.981	0.962

<計算例> 取得金額 230,000 円、取得時期令和 6 年 5 月、耐用年数 4 年のパソコン

令和 7 年度 230,000 円×0.781＝179,630 円

令和 8 年度 179,630 円×0.562＝100,952 円

令和 9 年度 100,952 円×0.562＝ 56,735 円

令和 10 年度 56,735 円×0.562＝ 31,885 円

令和 11 年度 31,885 円×0.562＝ 17,919 円

令和 12 年度 17,919 円×0.562＝ 10,070 円<11,500 円（取得価額の 5%）

※ 令和 12 年度で算出額が取得価額の 5%より小さくなりますので、以降 11,500 円で評価されます。

<税額の計算方法>

課税標準額 ※ (1,000 円未満切り捨て)	×	税率 (1.4%)	=	税額 (100 円未満切り捨て)
----------------------------	---	-----------	---	------------------

※ 課税標準額とは市の区域内に所在する資産の価格の合計です (1,000 円未満切り捨て)。
また、課税標準額が 150 万円未満の場合は課税されません。

5 非課税及び課税標準額の特例が適用される資産

(1) 非課税となる償却資産

地方税法第 348 条及び同法附則第 14 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。該当する資産を所有されている方は、「課税標準の非課税に関する届出書」を記入し、非課税内容に係る資料と共に御提出ください。また、「償却資産申告書」の「10 非課税該当資産 有・無」欄の「有」に○を付け、「種類別明細書」の摘要欄に非課税と記入してください。

(2) 課税標準額の特例が適用される償却資産

地方税法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。該当する償却資産を所有されている方は、「課税標準の特例に関する届出書」を記入し、特例内容に係る資料と共に御提出ください。また、「償却資産申告書」の「11 課税標準の特例 有・無」欄の「有」に○を付け、「種類別明細書」の摘要欄に根拠法令・条項を記入してください。なお、わがまち特例 (概要の詳細は市ホームページに掲載してあります。) の適用を受ける場合も同様の内容を記入してください。

6 調査の協力をお願い

申告書の受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するため、地方税法第 353 条及び第 408 条に基づいて電話でのお問合せや資料提供の御依頼、実地調査を行っておりますので、御協力をお願いします。

また、地方税法第 354 条の 2 に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

上記の調査に伴い、資産の申告漏れ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがありますが、その際は現年度だけでなく最大 5 年度分まで遡及して修正することもありますので御了承ください。

7 よくあるご質問

- (1) 課税標準額が150万円未満の場合、免税点未満のため課税はされませんが、その際も申告は必要ですか。
→課税標準額が150万円未満の場合でも、毎年申告をお願いしています。
- (2) 該当資産を所有していない場合、申告は必要ですか。
→初年度に限り申告をお願いしています。申告の際は「18 備考」欄の「3 該当資産なし」に○をしてください。
なお、新たに資産を取得された際は、必ず申告を行ってください。
- (3) 償却資産申告書及び納税通知書の送付先を変更したいのですが、どのような手続きが必要ですか。
→年度中に変更したい場合は、「送付先変更届」（市のホームページ又は窓口で入手できます。）を御提出ください。来年度以降変更される場合は、償却資産申告書の住所の欄に**朱書き**で変更後の住所を御記入いただき、「18 備考」欄に住所変更と記入してください。償却資産申告書と納税通知書の送付先を異なる場所に希望される場合は、その旨を記入してください。
- (4) 現在稼働していない資産（遊休資産、未稼働資産）でも、申告は必要ですか。
→一時的に稼働を停止している資産であっても、いつでも稼働できる状態であれば、申告の対象となります。
- (5) 耐用年数を経過した資産も、申告の対象となりますか。
→耐用年数が経過し償却済みになった資産でも、現に事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。
- (6) 同一の資産を事業用にも家庭用にも使用している場合、申告の対象となりますか。
→事業用と家庭用の使用の割合に関係なく、申告の対象となります。ただし、自転車及び荷台については、小売店等で事業用にも家庭用にも使用しているような場合、原則として非事業用の資産として取り扱い、申告の対象とはなりません。
- (7) 取得価額に消費税は含めますか。
→原則として、国税の取扱いの例によって算定します。したがって、法人税又は所得税での固定資産税の取得に係る取引が税込経理方式であれば取得価額に含め、税抜経理方式であれば取得価額に含めません。

8 提出前のチェック事項

- ☐償却資産申告書の「1 住所・2 氏名」に変更はありませんか。
 - ☐償却資産申告書の「6 この申告に応答する者の係及び氏名と電話番号」の記入はされていますか。
 - ☐非課税や特例の資産を所有されている場合、償却資産申告書の「10 非課税該当資産／11 課税標準の特例」の有に○をつけていますか。
 - ☐償却資産申告書の「17 事業所用家屋の所有区分」の「自己所有／借家」のいずれかに○を付けていますか。
 - ☐新座市内に存在する資産ですか。
 - ☐家屋部分の申告が含まれていませんか。
 - ☐電算方式で申告される場合は、取得価額に加え、課税標準額に金額を記入していますか。
 - ☐電算方式で申告される場合は、全資産の種類別明細書を添付していますか。
 - ☐前年度申告時の合計額と今年度申告の前年度合計額は合っていますか。
 - ☐申告漏れ等による過年度の修正申告が必要ではないですか。
 - ☐（郵送で提出の場合）過不足なく切手が貼付されていますか。
 - ☐（控えの御返送を御希望の場合、）切手を貼付した返信用封筒を同封していますか。
- ※ 令和6年10月1日から郵便料金が改定されていますので御注意ください。